

2019年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「清流の早朝」 牛場塗装 牛場 建一様 撮影

目次

2	センター代表	杉浦 康晴	5	株式会社葵総合経営	横尾 泰幸
3	葵総合税理士法人	古田 益三	6	康友会 会長	籠橋 美久
	葵労務管理事務所	杉浦 玲子	7	センター会長	杉浦 正康
4	長谷川留美子法律事務所	長谷川留美子	8	確定申告について	
	株式会社葵経営コンサルタンツ		11	康友会ゴルフ・税務労務	
		中島 和人	12	ご案内	

No.573

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、皆様におかれましては健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は2020年の東京五輪に続き、2025年の大阪万博も決まり、これから国際的な大規模イベントによる日本経済の盛り上がりが見込まれます。1960～1970年代の高度経済成長期の再来ともいわれておりますが、どこまで経済効果が上がるのか楽しみでもあります。前回の東京五輪後の1965年に始まり、大阪万博があった70年まで続いた「いざなぎ景気」は、年間の成長率が平均10%を超えました。白物家電製品が急速に普及し、多くの方が豊かさを実感できたのに対して、今の景気拡大の平均の成長率は1%台にとどまり、当時のような好景気は感じられません。2014年の消費税率8%への増税後は消費が大きく落ち込み、「景気拡大はすでに途切れている」との指摘も出ていましたが、今も緩やかな景気の回復は持続しているとみられ、戦後最長を更新する可能性は高いとみられています。ただ、10月には10%への消費税率増税も控えており、日本経済は正念場を迎えることとなります。何はともあれ、経済効果以上に純粋にこの国際的な大規模イベントを楽しむ、そんな心の余裕を持ってほしいものです。

さて、与党は先月、平成31年度与党税制改正大綱を決定しました。今年10月予定の

消費税率10%への引き上げに伴う景気対策が柱で、住宅や自動車など高額な耐久消費財の購入や保有にかかる税負担の軽減に力点を置いています。日本経済の底上げを目的に、個人事業者やベンチャー企業を税制面で優遇する制度も創設。大都市に集中する地方法人税を地方に手厚く再配分し、偏在を是正。焦点のひとつだった自動車関連税の見直しでは、消費税率増税後の31年10月以降に購入した自動車税を最大年4,500円軽減し、購入時の税金は1年限定で税率を1%軽減。住宅については、31年10月から32年末までの間に入居した人を対象に、住宅ローン減税について現行の10年間の控除期間を3年間延長。延長期間は建物購入価格の最大2%を還元する新たな仕組みも導入。企業支援では、個人商店や零細工場などの廃業を回避するための特例措置として、個人事業主が事業用の建物や自動車を引き継ぐ際の相続税や贈与税の支払いを全額猶予できる制度を創設。中小企業の法人税率を低くする特例や、設備投資費用の一部を法人税から控除できる制度の期限を、それぞれ2年間延長。未婚の一人親の支援策も盛り込まれました。

大綱の段階ではありますが今年の税制改正は盛りだくさんの内容が予想されます。

今年もスタッフ一同、皆様のお役に立てるよう精進してまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

税理士 古田 益三

新年明けましておめでとうございます。

昨年の夏以降のアメリカのトランプ大統領の保護主義的な経済政策により、世界景気が不安定な状態になってきています。貿易摩擦が激化や、日本の主要貿易相手国である中国経済の減速など、今年は外需に頼ってきた日本経済にも大きな影響が出てきそうな感じがしております。

一方、国内の経済についても、今年の10月1日から消費税率の8%から10%への引上により景気の冷え込みが懸念されております。政府は10月以降の景気の減速に対する備えとして、住宅ローン減税の3年間の期間延長や自動車関係の税金の減税により景気の冷え込みを最小限に食い止めようと種々の景気浮揚策を検討しております。また今回の消費税増税においては、飲食料品に対しては軽減税率が適用されるようになります。これは飲食料品には8%の軽減税率を適用するものですが、飲食料品とそれ以外のものとの線引きはいまだにはっきりしていないのが現状です。

今回予定される飲食料品に対する軽減税率は、経理面においても帳簿が複雑になるという課題を抱えていますが、当センターではこの軽減税率の問題も含め顧問先の皆様のお役に立てるように適切に対処してゆく所存ですので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

あけましておめでとうございます。

平成元年4月、公務員生活に別れを告げ、社会保険労務士として葵労務管理事務所に参画し、30年が経過しました。

昨年、社会保険労務士制度創設50周年の式典に御臨席賜った、天皇、皇后のお姿に接し、僭越ですが、同じ世代を生き、平成の時代の歩みに、感無量の思いを致しました。

現在、私どもは働き方改革の生産性向上目的に取り組んでおります。電子申請には、ご協力いただきありがとうございます。社会はオリンピックに向けIT化が進んでいきます。電子マネーは、後追いで政府が承認することとなりました。デジタル国家創造宣言が発表されております。又、4月には労働基準法改正が行われます。対応すべく人材育成に怠りなきよう、研修を行っております。

今、中小企業の人材不足は深刻です。大手に人材は集中いたします。総理は、高齢者、女性、障害者、一億総活躍社会の実現を掲げております。女性の活用は子育て支援にきめ細やかな対応が望まれております。

高齢者の活用は必須項目です。AI時代の到来を、どのように乗り越えられるのでしょうか？高齢者の必要とされる分野で、効率という評価と異なる、お互い様の気持ちを大切にできる働き方が好まれると考えられます。

若者と世代の相違、受けた教育の違いでコミュニケーションの難しさを感じます。

本年もよろしくお願いいたします。

弁護士 長谷川 留美子

あけましておめでとうございます。

昨年は、相続に関する民法改正法が成立しました。改正内容は多岐にわたり、施行時期もいろいろですが、さっそくこの1月13日から、遺言の方式に関する改正が施行されます。

これまで、自筆証書遺言は、全文を自筆で書く必要がありました。そのため、不動産などがたくさんあったりすると、それを全部手書きしなければならず、とてもたいへんでした。

改正法では、自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書しなくてもよくなりました。ただし、財産目録の各頁に署名押印は必要です。

なお、民法改正と同時に、法務局における遺言書の保管等に関する法律も成立し、法務局で自筆証書遺言の遺言書を保管する制度ができることになりましたが、こちらは2020年7月10日に施行されます。

もっとも、実際には、遺言執行の便宜からは、自筆証書遺言ではなく、公証役場で作成する公正証書遺言をおすすめします。新年にあたり、作成を考えてみてはいかがでしょうか。

その他の相続法改正については、おいおいご紹介いたします。

本年もよろしく願い申し上げます。

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、まさに時代の転換期の渦中と思われる、環境変化が激しく、ものの見方を変える必要性を強く感じた1年でした。

例えば、9年前と今を比較した、若者に理想の職場を尋ねる調査がありました。結果は「個性を尊重してくれる職場」が高い評価を得たことに対し、「活気がある」「目標を共有する」「お互いに鍛えあう」など従業員が一丸となって互いに成長しようといった文化の職場は「枠にはめられる」と低い評価でした。これは「いかに自社の色に染めるか」という組織運営の定石の考え方は、有効ではなくなっていることを示し、代わる新たな考え方を学ぶ必要に迫られていると感じました。

また、AIアシスタントの急速な普及も考えさせられました。環境が整えばAIアシスタントは、顧客が情報、商品、サービスを手する際の「最初のチャンネル」になると言われており、そうすると企業のマーケティングはAIアシスタントにいかに関心を持たせられるかに変わりかねません。つまりこの変化はマーケティング概念を抜本的に変える必要性が求められる状況になるということです。

このような時代、変化に対応するには視座を高く持ち、従来の成功パターンさえも自ら疑い壊す勇気が必要なのかもしれません。

当社も時代に取り残されることがないように日々努力を重ね、皆様のお役に立ちたいと考えます。本年も宜しく願い申し上げます。

株式会社葵総合経営 横尾 泰幸

新年明けましておめでとうございます。

顧問先の皆さまにおかれましては、本年が素晴らしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

当センターにおきましては、昨年8月に(株)杉浦会計事務所と(株)コスモシステムが合併し、(株)葵総合経営が誕生しました。相続・事業承継、記帳代行、人材派遣、IT支援、各種手続き代行など、今後も有用な情報とサービスの提供により、顧問先の皆さまにとって良きビジネスパートナーとなるべく、より一層精進していく所存です。

特に事業承継の分野では、昨年大幅に改正された特例事業承継税制を活用した自社株式の異動の提案等により、顧問先の皆さまの支援に注力していきたいと思えます。

さて、2019年は平成最後の年であり、新しい時代の幕開けの年でもあります。先行きの見えない不透明感は相変わらず否めませんが、今よりも良い時代になることを切に願う限りです。

また、個人的には、昭和最後の年である昭和63年に社会人生活をスタートさせ（厳密には昭和は64年1月7日までですが）、世間の荒波に揉まれながら懸命に平成にしがみついてきました。来るべき新しい時代にも取り残されぬように、何事にも積極的に前向きに取り組んでいきたいと思えます。

本年も何とぞよろしくお祈り申し上げます。

《表紙の写真募集》

葵総合経営センターでは表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花、絵画など、さまざまな作品を募集しております。（こちらから撮影に伺うことも可能です。）

自薦他薦は問いません。どしどしご応募ください。お気軽に担当者、又は下記までご連絡ください。お待ちしております。

葵総合経営センター

TEL ☎ : 052-331-1740

康友会



康友会会長 東菱電子株式会社 代表取締役 亀橋 美久

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、希望の新春を迎えられ心よりお慶び申し上げます。

昨今の社会状況は、経済は、量的に飽和状態を迎え、暮らしや生活のクオリティ向上が求められています。また人口減少、少子高齢化、財政健全化、環境・エネルギー問題、地球温暖化等多くの問題を抱えています。この様な課題の中、国内景気は大企業利益優先の状況下で推移しております。一向に我々中小企業への利益シフトがなされず、例年と変わらずの動きで御座いました。

この様な状況下で本地区を眺めて参りますと、概ね堅調に推移している地区であろうと思います。また、当地域は、日本の経済をけん引する自動車産業を中心に、航空機産業宇宙開発等の産業集積地であり、大半の企業業績が好調であるとお聞きしております。

皆様の企業におかれましても、同様の恩恵をつかみ取られたことと、ご推察申し上げる次第でございます。しかしながら、前述の通り企業経営を取り巻く環境は、年々厳しさが増しておりますが、課題解決に成功すれば、ピンチをチャンスにかえ、企業経営の再生になると考えます。

他方、国際情勢を観て見ますと、米国・中国との貿易摩擦の激化に伴う保護主義化が進み、周辺国の経済を巻き込みながら戦争状態にあり、情勢は混迷度を深めています。また、株価は、年初上昇機運にあり、各種経済指標が良好なる発表がされ、今年こそはと期待を寄せた年であったと思います。しかしながら、年央から年末にかけて、国際情勢の混迷による、株価低迷に遭遇しており心配が絶えない情勢でございます。この様な情勢の中、健全なる企業経営は益々困難な状況下の方向に進んでいるように思いますが、我々康友会会員は、このような時にこそ知恵を絞り、目標に向かって活動し社業の更なる発展に邁進するべく日々努力をしなければとの思いを深くする昨今でございます。

また、自然災害も熊本地震・広島地区豪雨災害、北海道地震災害等が発生し、大変な経験をさせて頂いた年度でありました。幸いにも、当地区内においては、目立った災害も起きず無難に過ごしておりますが、依然として南海トラフ巨大地震の脅威が消えず、ますます身近に迫っています。官民挙げての対策が急務となってきました。

このように、大変な状況下ではございますが、私たち康友会は、これらの難題に立ち向かい、皆様方からの情報を活用し、また、共有すると共に、葵総合経営センター様のご指導を頂き、益々の事業経営の参考になり得る情報を発信し、会員企業の更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。最後に、康友会会員皆様方の社業に良い影響がもたらされることを期待し、本年も皆様にとって飛躍の年でありますよう心から祈念致し、新年のご挨拶を申し上げます。